

平成30年第5回臨時会

小清水町議会会議録

平成30年第5回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年11月30日（金曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)
- 第 3 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（平成30年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号））
- 第 4 議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第40号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第42号 平成30年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 8 議案第43号 平成30年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第44号 平成30年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第45号 平成30年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	服部隆文君
出納室長	瀧口顕君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	斉藤高広君
保健福祉課長	村上信二君
産業課長	細川正彦君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	服部まどか君

◎開会の宣言

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、平成30年第5回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

○議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は

3番 八木 勝 正 議員      8番 林      幸 雄 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

高橋隆文議会運営委員長、はい7番。

○7番（高橋隆文君）はい、7番。

第5回臨時会を開催するにあたりまして、本日議会運営委員会を開催をいたしまして、本日開会の臨時会の会期等について協議をいたしました。

本臨時会の提案件数、議会の内容から判断いたしまして本臨時会の会期は本日1日とすることが適当と判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）臨時町議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

厳しい寒さの訪れとともに、いよいよ12月を迎えようとしております。

師走の慌ただしさを感じる季節となって参りました本日、平成30年小清水町議会第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはなにかとご多用の時期にも関わらず、全員のご応召を賜り、ここに開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時町議会に提案させていただきます案件でございますが、はじめに承認案件につきましては、9月15日に発生した水道配水管破損による断水事故への対応費用を専決処分させていた

いただきました事件の承認1件、つぎに議案関係でございますが、まず条例改正は平成30年人事院勧告に準拠した職員の給与に関する条例の一部改正など3件、補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の追加としまして各会計補正予算4件、あわせて8件でございます。各案件につきましてそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、原案につきましてご協賛くださいますようお願い申し上げます、本臨時町議会開会にあたっての挨拶といたします。

◎承認第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成30年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

説明を求めます、荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）ただいま上程されました、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成30年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号））をご説明申し上げます。

本年9月15日に発生しました、水道配水管の破損による断水事故への対応といたしまして、早急に破損した道配水管等の修繕を行い、併せて国道横断部での漏水であったことから、道路の路面下に空洞が生じていないか調査する費用が生じたため、その費用について地方自治法第179条第1項の規定により補正予算第1号を専決処分したものでございます。

議案の9ページをお開き願います。

補正予算の内容ですが、歳出予算の補正として2款事業費1項1目維持管理費において、仕切弁の設置等修繕工事といたしまして、導・配水管修繕料86万2千円追加、国道の路面の下に空洞がないか調査する費用として路面下空洞調査業務委託料34万7千8百円追加、総額で43万4千円を追加計上し、7ページに戻りまして、歳入予算ではその財源調整といたしまして、5款繰越金において同額の43万4千円を追加計上し、予算の総額を1億7,925万1千円としたものでございます。

説明は以上となります。

よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）ただいまご説明がありました水道管の破損と国道横断管の漏水という説明だったんですが、そのことの今回の補正によってその原因と言いますか、破損の原因を調査するという事になるかと思いますが、今後このような漏水あるいは破損について、他の管について今後の見通しについても再度ご説明をいただければと思います。

よろしくお願います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）今回の補正につきましては、国道の下の横断管が破損しているということから、まず国道の下が空洞になっていないかということが道路管理者の網走開発建設部より指示があったことから、そちらの調査をするということで、破損の原因を調査するものではないことをご説明いたしたいと思っております。

それから、こういう深いところに入っている管がそんなにたくさんは町内にはございません。基本的には浅いところに入りますので、破損した場合は地面から出てきて、だいたいは特定できるんですけども、こういう深いところについては稀にこういう場合もありますが、他のところにも何本かございまして、そちらについてはパトロールと言いますか、目視をしながら点検をしてるという状況でございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい5番。

原因を調査するものではないとおっしゃいましたけども、今回の破損の、やはり原因と言いますかね、劣化してるとか等々について材質に一部問題があったのではないかと推測できるかと思いますが、それと併せて最初に申し上げました、今後そういった横断管の危険な箇所は他にはないという風な説明だと思いますが、今後の見通しについても国道の横断あるいは破損についての、まあ決してそういうことは今後予見できないということなのか、そこら辺も併せて説明いただきたいと思いますが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）横断管等につきましてはある程度30年、40年と年数が経過してるものですから、今後もそのような可能性が全くないとは言えませんが、その場所にもよりますし基本的にはパトロールするとともに、ある程度経過年数の経ったものについては順次計画を立てながら更新していくということを今後計画を立てていきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、他に質疑のある方。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第3号、採決いたします。

原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、承認第3号、原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第39号 乃至 議案第41号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、議案第39号ないし日程第6、議案第41号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第39号ないし議案第41号について一括してご説明申し上げます。

内容につきましては、人事院勧告に準ずる給与等の改定に伴う関係条例の改正でございます。

議案の10ページから、また、別途お配りしております資料、平成30年人事院勧告に関する条例改正概要及び新旧対照表をご覧願います。

資料の1、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正及び2の小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の改正につきましては、いずれも期末手当を引き上げるもので年間の支給月数を現行の4.4ヶ月から0.05ヶ月分を引き上げ、4.45ヶ月とする内容となっております。本改正につきましては、本年度においては6月手当がすでに支給されておりますことから、12月手当に0.05ヶ月分を上乗せした2.325ヶ月分といたしまして、31年度以降につきましては6月及び12月とも2.225ヶ月とするものでございます。

次に、3の職員の給与に関する条例の改正でございますが、(1)給料表の改定につきましては、平均で0.2%の引き上げとなりまして、若年層の格差に配慮し1級の高卒と大卒の初任給の例では1,500円を引き上げ、3級では600円、4級以上で400円をそれぞれ引き上げる内容となっております。

(2)の期末勤勉手当の改定でございますが、一般職員についても特別職と同様に勤勉手当の支給率を6月と12月合わせて0.05ヶ月分引き上げることとし、再任用職員は同様に0.05ヶ月分の引き上げで、年間の支給月数を2.35ヶ月とするものでございます。

施行期日につきましては、本年度分の期末勤勉手当及び給料表の改定は交付の日から施行し、給料表の改定は平成30年4月1日からの適用としております。また、改定後の期末勤勉手当につきましては、平成31年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに議案第39号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第40号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第41号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号 乃至 議案第45号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第42号ないし日程第10、議案第45号、平成30年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について、平成30年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、平成30年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、平成30年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま一括上程されました議案第42号ないし議案第45号、小清水町各会計補正予算について。

はじめに議案第42号平成30年度小清水町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書19ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ419万4千円を追加し、予算の総額を58億5,779万8千円とするものでございます。

本臨時会にご提案申し上げます補正予算第4号に関しましては、全て平成30年人事院勧告に伴う人件費の補正でございまして、歳入につきましては、財源調整といたしまして繰越金において予算措置をしているものであります。

歳出予算にかかる補正内容につきましては、総務課長より給与費明細書にて説明をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）給与費明細書についてご説明いたします。

議案書28ページでございます。

特別職でございますが、表の下段、比較の欄が今回の補正の内訳でございますが、人事院勧告に準ずる期末手当の改定によるものでございまして、期末手当で21万3千円、共済費で3千円、合計で21万6千円の増加となっております。

次のページ、一般職につきましては、（1）総括の比較の欄でございますが、給料が307万8千円の減少、職員手当が695万7千円の増加、共済費が84万8千円の増加で、合計472万7千円の増加となっております。

内訳につきましては、下段の表に職員手当の内訳、次のページに増減額の明細がありますのでご覧いただきたいと思います。

給料ですが、人事院勧告による給与改定として61万4千円の増加、また、職員の退職及び育休による減少に、新規採用や異動による増加分を調整いたしまして、369万2千円の減少となっております。

職員手当につきましては、給与改定に伴う期末勤勉手当が156万6千円の増加、その他の増減分として、退職、採用、昇進などの調整のほか、100年記念事業への対応などにより不足が生じる見込みである時間外手当の増加分を加えまして、総額で695万7千円の増加となっております。

参考ですが、人事院勧告に伴う補正額につきましては、特別職と一般職及びこのあとご提案いたします特別会計を含めると、総額で250万2千円となっております。

なお、特別会計の給与費明細書につきましては、一般会計と同様に人事院勧告等による増加分でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）続きまして、議案第43号、平成30年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書32ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、サービス事業勘定において23万4千円を追加し、サービス事業勘定の予算総額を2,156万2千円とするものでございます。

次に39ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、1款1項居宅介護支援事業費におきまして、平成30年人事院勧告等に伴います、居宅介護支援事業所一般職2名に係る給与、職員手当等、共済費及び退職手当組合負担金の人件費総額で23万4千円を追加計上し、37ページに戻りまして、歳入予算ではその財源としまして、2款1項一般会計繰入金において、同額の23万4千円を追加計上するものでございます。



以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）続きまして、議案第44号平成30年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案の43ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万円を追加し、予算の総額を1億7,928万1千円とするものでございます。

議案の48ページをお開き願います。

歳出予算の補正でございますが、人事院勧告等給与改定に伴いまして1款総務費1項2目一般管理費において、給料、職員手当等、共済費及び退職手当組合負担金合わせて人件費等総額で3万円を追加計上し、46ページに戻りまして、歳入予算ではその財源調整としまして、5款繰越金において同額の3万円を追加計上するものでございます。

以上で簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第45号平成30年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案の52ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万4千円を追加し、予算の総額を2億4,958万4千円とするものでございます。

議案の57ページをお開き願います。

本補正予算も、人事院勧告等給与改定に伴う人件費の追加でございますが、1款総務費1項1目一般管理費において、人件費等総額で3万4千円追加計上し、55ページに戻りまして、歳入予算では、その財源調整といたしまして、5款繰越金において同額の3万4千円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はじめに議案第42号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第42号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号、原案のとおり可決されました。

つぎに、議案第43号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第43号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第43号、原案のとおり可決されました。  
つぎに、議案第44号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。  
議案第44号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第44号、原案のとおり可決されました。  
つぎに、議案第45号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。  
議案第45号、採決いたします。

原案のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第45号、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君） 以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
これをもって、平成30年第5回町議会臨時会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前9時55分）